

理 由 書

堀山下地区及び平沢地区は、都市計画道路の整備完了により地形地物の変更が生じたため、区域区分線の変更とあわせて用途地域を変更するものです。

西大竹地区及び戸川地区は、土地区画整理事業の進捗にあわせて、適切な土地利用の誘導を図るため、用途地域を変更するものです。

曾屋地区は、都市計画火葬場の区域変更にあわせて用途地域を変更するものです。